

「満州事変」以前の間島朝鮮人管轄権をめぐる中日間の紛争

姜 龍 範

序言

1. 「統監府臨時間島派出所」期の中日間の間島朝鮮人管轄権問題をめぐる紛争
2. 1910年代中日間の間島朝鮮人管轄権問題をめぐる紛争
3. 1920年代中日間の間島朝鮮人管轄権問題をめぐる紛争

結語

序 言

「満州事変」前、間島在留朝鮮人の管轄権問題をめぐる紛争は、中日両国間の重要な外交問題の一つであった。この問題に関する研究は、中国朝鮮族の歴史だけでなく、近代中日関係史の重要な構成部分でもあり、重要な意義があるもの、依然として多くの曖昧な課題を残している。その一つは、間島在留朝鮮人の管轄権をめぐる中日両国間の交渉と紛争という歴史的過程が明らかにされていないということである。筆者は、この紛争の歴史的過程を①「統監府臨時間島派出所」時期、②1910年代、③1920年代と三つの段階に分け、それぞれが特徴をもっていると見ている。したがって、本論文では、「満州事変」前における間島在留朝鮮人の管轄権をめぐる、中日両国間の紛争の歴史的過程を大きく三つに分けて検討する。

1. 「統監府臨時間島派出所」期における中日両国間の間島朝鮮人の管轄権に対する紛争

統監府臨時間島派出所期は、中日両国間の紛争が発生しはじめた時期である。この時期の特徴は、朝鮮人の管轄権問題は日本が間島の領有権問題と共に提起し、また間島領有権問題の解決と共に、一応は条約の形で解決された。

19世紀末、間島では朝鮮人社会が形成されはじめた。当時、朝鮮北部では自然災害が頻繁に発生しており、また封建統治者たちは農民に対して残酷な搾取・圧迫を加えた。それに耐え切れなかった朝鮮農民たちは清朝両国の越江禁止を犯して、豆満江を越えて間島に入り荒廃地を開拓しはじめた。これが間島朝鮮人社会の形成の始まりであった。ここでの間島というのは、朝鮮の茂山、会寧、鐘城、慶源などに向い合っている豆満江北岸の地を指しているが、その時、間島にはすでに数千戸の朝鮮流民が居住していた。

清国がこの地の朝鮮流民たちをはじめて発見したのは1881年である。元々清国は東北地域において「封禁策」を実施し、朝鮮政府と共同で越江禁止政策を遂行し、越江者を発見した場合は彼らを逮捕して「極刑」に処した。しかし、この時期にいたって、清国は多数の越江者たちを極刑に処することが困難になり、朝鮮高宗王に一年内に間島在留の朝鮮人を一律に本国に「刷

還」するよう要求した。ところが、朝鮮政府はそれを実施する力がなかったため、刷還は実現しなかった。

一方、清国政府は当時北から南下するロシアの脅威を阻止するため、関内の山東、直隸（河北）などの地方の人々を派遣して、移民実辺政策を実行したが、大きな成果をあげることができなかった。そのため、清国政府は越江禁止政策を廃止して、在留する数千戸の朝鮮流民の間島居住の事実を承認し、琿春と敦化両県の管轄に帰属させた。1885年には和竜峪に越懇局を設置し、豆満江以南在留の朝鮮人に対して「移民実辺政策」を実施した。さらに1894年には越懇局を撫懇局へと変更し、寧源、水源、安源、知源などに4堡39社を設け、在留朝鮮人を管理した。とくに間島地方在留朝鮮人に対しては、南満州に在留する朝鮮人と異なる方針をとり、帰化入籍をした場合は、居住権と土地所有権を与えた。このような措置に対して中国人さえもが、朝鮮越江民たちを「華民と異なるところがない」⁽¹⁾とまで言っていたという。要するに、間島地方在留の朝鮮越江民は、日本が侵入するまでは中国間島地方政府の管轄に帰属していた。

中日両国間の間島在留朝鮮人の管轄権問題をめぐる交渉と紛争は、日本が間島に侵入するにつれて発生した。これは日本側が間島在留朝鮮人問題を利用して間島地方へ侵入しようとしたからである。日本は早くから朝鮮、「満州」、中国の関内といったように北東アジアを併呑するいわゆる「大陸政策」を策定して、機会があればこの政策を推進していた。その結果、1905年朝鮮政府を脅迫して「乙酉保護条約」を締結させ、朝鮮を「保護国」に作り、さらに1904年から1905年までの日露戦争を通して、ロシアから

中国の南満州における利権を奪い取った。その後も日本は止まることがなく、東北を完全に併呑するために、間島地方を選び、第二の侵入ルートを開拓しようとした。日本はこのルートを開拓するために口実を探っていたが、その時ちょうど中朝両国間の長年の間島地方在留朝鮮人の保護権問題と、両国間に間島の領有権問題に関する「懸案」を知って、この二つの懸案を間島侵入の口実にした。中日両国間の間島地方在留の朝鮮人の管轄権をめぐる紛争は、日本の大陸政策を背景にして浮上した。

当時、中日両国が朝鮮人の管轄権問題を重要視していた理由は、もちろん間島が中国、朝鮮、ロシア三国間の国境に位置しているという地理的、戦略的な重要性があったためであるが、もう一つは、間島地方の人口構成において、朝鮮人が多数を占めているという点もその理由の一つであった。1907年、間島における朝鮮越江民の総人口は71,000人（漢族、満族の人口は23,000人）であり、その後も人口の増加は上昇し続け、1926年には356,016人（漢、満人口は86,349人）⁽²⁾にのぼっていた。この19年間、間島地方在留朝鮮人の人口は毎年平均15,000人ずつ増え（漢、満人口は毎年3,307人増加）、間島地方の総人口の約80%を占めるようになった。

そのため、間島において朝鮮人の位置はとても重要であった。なぜならば、ある国が朝鮮人を支配することになれば、朝鮮人はその国の法権支配に服従され、間島はその国の支配の下に置かれるからである。この意味で言えば、間島在留朝鮮人に対する管轄権問題は、間島の主権に関わる大きな問題であった。

最初、日本が間島在留朝鮮人の管轄権に干渉しよう「資格」を得たのは、1905年11月17日に日本が朝鮮に強制して結んだ「乙酉保護条

(1) 呉祿貞「延吉邊務報告書」李樹田主編〈長白叢書〉(初集) 149 ページ

(2) 〈最近間島事情〉朝鮮 朝鮮人出版社 昭和2年 120～122 ページ

約」である⁽³⁾。この条約の第1条では、「日本政府は外務省を通して朝鮮の対外関係と事務を監理、指導する。外国に駐在する日本代表と領事は外国在留の朝鮮臣民の利益を保護する」と規定している。日本政府はこの条項に基づいて朝鮮の外交権を獲得すると同時に、間島地方在留朝鮮人に対する保護、取締りという法的根拠を得たのである。もう一つは、中朝両国間の間島領有権問題であった。中朝両国は1885年と1887年の二回にわたって共同調査を行ない、間島領有権に関して交渉を行なった。交渉の中で、豆満江の中・下流の境界線についてはとくに異議がなかったものの、上流の江源地方の紅土水や石乙水のうちどちらを境界線にするかについては、合意をみることはなかった。その後、三回目の共同調査を行ない、清国政府は朝鮮政府に境界線の決定を求めたが、しかし当時すでに朝鮮政府を統制した日本は、進行中の日露戦争を口実にして、清朝両国の辺境線共同踏査を暫らく行なわないと、清国側の提案を拒否したのである。その本当の目的は、もし日露戦争で日本が勝利することになれば、その時に清朝両国間の辺境問題を利用して、清国満州一帯を侵略するというにあった。その後、日露戦争を勝ち抜いた日本は、南満州における大きな権益を獲得すると共に、日露戦争終結直後、速やかに間島侵略に着手したのである。

ここで言う間島の領有権問題と間島在留朝鮮人の管轄権問題というのは、それぞれ独立した問題でなく、相互に関連する問題である。かつて清朝両国間で辺境問題が発生した際、朝鮮政府は間島が朝鮮領土であるということを前提に、間島在留の朝鮮人を管理する政策を打ち出しており、さらに1903年李範允を間島に派遣し

た。そのため清国間島地方官憲との間で武装衝突事件が続発した。

このよう清朝両国間の歴史上の未解決の「懸案」は、日本にとってはこれ以上都合がいいことはなかつただろう。なぜならば、間島の領有権と在留朝鮮人の管轄権という問題は、朝鮮の外交問題の一つであるので、日本は「乙酉保護条約」に基づいて、朝鮮政府の代わりに中国と交渉をしうるからである。

こうした中、1906年11月18日朴齋純朝鮮参政大臣は、伊藤博文朝鮮統監あてに書簡を送り、日本政府が官憲を派遣して間島在留の朝鮮人を保護するよう求めた⁽⁴⁾。朴齋純のこの建議は日本の間島侵略のための好都合な提案であった。すなわち、間島在留朝鮮人を利用して間島に侵入する根拠を提供したのである。

結論から言えば、1907年8月に日本はいわゆる「間島問題」という「懸案」を作り出し、「朝鮮人を保護する」という名目で、間島に侵入して竜井村にその「保護」機構である「統監府臨時間島派出所」を設置した。さらにその後間島の重要地点14ヶ所に憲兵分遣所を設置して、朝鮮人に対する管轄権を行使した。その結果、中朝両国の間では、間島在留朝鮮人の管轄権をめぐる紛争が発生しはじめた。

中日両国はこの問題を共に重要視し、各自の立場と理由を闡明した。日本は「韓民を保護するのは日本の固有の義務であるから、絶対軽率に放棄することができない」⁽⁵⁾と示し、そのためにもまず間島在留朝鮮人の朝鮮国籍離脱を承認しない方針を明らかにした。1908年9月19日、統監府間島臨時派出所が制定したいわゆる「間島韓国臣民守則」8条では、間島に在留する「韓国臣民はどんな状況に置かれても、国籍を喪失

(3) 日本外務省：〈日本外務省文書 1840-1945〉(3) 250～251ページ

(4) 申基碩：〈간도귀속문제에 관하여〉 129ページ

(5) 王雲生：〈六十年來中國與日本〉第5冊 三聯出版社、1980年 215ページ

してはならない」⁽⁶⁾と規定している。

また、間島派出所あてに送られた朝鮮統監府の「訓令」には、「(1) 間島が韓国の領土であること。(2) 韓人は清国の裁判に服従してはならないこと。(3) 派出所は清国官員が徴収する一切の租税を承認しない。韓民が租税を清国に納付するのは、清国官員の圧迫によるやむを得ないことと見なす」⁽⁷⁾と強調した。

日本が間島在留朝鮮人の管轄権を主張した「理由」は、以下の2点である。

第1は、間島領有権問題はまだ解決していないこと。第2は、中国と韓国は相互に領事裁判権をもっていること、である。すなわち「清韓通商条約」第5項目は、両国の治外法権を承認している。そのうち、清国内で韓国人の犯罪または韓国人を被告とする民事訴訟は韓国の領事において処理する、とされている。そして「乙酉保護条約」成立以降は、日本帝国領事の管轄下に帰属している。そのため、たとえ間島が清国の領土であるとしても、清国の官吏は清国在留の韓国人を裁判することができない⁽⁸⁾ということになる。

一方、中国側も朝鮮人の管轄権の重要性を深く認識していた。徐世昌吉林総督は、「延吉境内の越懇民は7万戸以上にのぼっているが、もし越懇民たちを一律に韓国僑民と認定して、日本の保護権を許諾するならば、一切の訴訟は日本の領事裁判に帰属し、中国地方官憲は元有の管轄権も全部失ってしまい、中国には間島の領有という空有の名だけが残り、主権を喪失することになる」⁽⁹⁾と述べ、間島在留朝鮮人の管轄権問題を中国の主権に関わるものであるとした。

また、「間島在留の韓国人は以前からわが国の土地を開墾し、わが国の法律に服従しているため、ほかの地方に在留する韓国僑民とは異なる」⁽¹⁰⁾と強調した。

その理由は以下の2点である。第1に、間島在留朝鮮人に対する清国管轄権の遂行は慣例であること。第2に、清韓通商条約は商埠地内に限って適用する。この条約の第5条項は治外法権に関する規定である。しかし間島地方には商埠地がないため、間島には適用しないこと。第3に、豆満江北部に居住する韓国人は越江の民であり、清国に帰化している⁽¹¹⁾。

そのため、中日両国の間で論争が繰り返されていた。間島各地に駐在する日本の憲兵分遣所は、間島を韓国の領土であるとし、中国間島地方官憲の抗議を無視し、在留朝鮮人の訴訟事件を勝手に処理した。それに対して、清国地方官憲は日本の憲兵が朝鮮人犯罪者を逮捕するということは、「清国の主権を侵害」⁽¹²⁾する行為であるとし、日本側に抗議した。

それでも効果がない場合は、直接軍隊を派遣して日本憲兵の朝鮮人の取締りを阻止した。朝鮮統監府臨時間島派出所が存在した2年間、間島では中日軍警間の衝突が多発した。例えば、1907年12月12日、平田日本憲兵少尉などは清国間島地方当局が任命した朝鮮人都郷約長の玄徳勝を逮捕して韓国へ連れ去っていく際、鐘城間島光齋峪の清国派辦処の処長と守備隊長などが、軍隊数十人を率いて現場に赴き、玄徳勝(帰化入籍した漢人で5品官員)の押送を制止しようとした事件である⁽¹³⁾。結局、日本が玄徳勝を朝鮮へ移送する結果になったが、中国側はそ

(6) <조선통감부임시간도파출소기요>、金正柱<조선통치사료>第1巻 101ページ

(7) 篠田治策編著『統監府臨時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 154ページ

(8) 篠田治策編著『統監府臨時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 237ページ

(9) 徐世昌『退耕堂政書』(五)、2687～2688ページ

(10) 王雲生<六十年來中國與日本>第5冊、三聯出版社 1980年 215ページ

(11) 篠田治策編著『統監府臨時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 238ページ

(12) 篠田治策編著『統監府臨時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 238ページ

(13) 篠田治策編著『統監府・時間島派出所紀要』史芸

の後も玄徳勝の送還を求めて日本と交渉し続けた。

もう一つの例をあげると、1909年7月1日、百草溝付近で日本の憲兵が朝鮮人「犯人」とされる者の家宅を捜査していたところ、当地の懇民たちに殴られて重傷を負うという事件が発生した。その後、日本は事件の犯人捜査のために日本憲兵下士1名、上等兵4名を派遣したが、呉禄貞は胡殿甲に命令し、10余人の軍隊を率いて、途中で彼らの「出張」を禁止し、日本憲兵の軍刀などを奪い取った後、強制的に帰還させた⁽¹⁴⁾。

このような事件が多発し、時には激しい武力衝突もあった。1909年7月15日、大拉子付近で日本憲兵が「犯罪」者を押送しているのを発見した清国の巡警は、その後についていき、武力で彼の軍刀などを没収して、変装した韓国巡査を派辨処に連行した。そのため、日本の憲兵は中国側の派辨処を訪ねて交渉したが、言い争いとなり、あげくは武力的衝突に発展し、中国軍隊2名が死傷した⁽¹⁵⁾。このような事件が頻繁に発生したため、日本側は「清国はわが方で韓国人の裁判を行なう度に抗議をし、一步も譲らないため、韓国人の裁判管轄権問題は間島の領有権問題と共に、日清両国政府間の交渉において、最後までその解決を見ることはなかった」⁽¹⁶⁾と述べるほどであった。

このような中日双方の熾烈な交渉と紛争の中で、1909年9月「間島協約」が締結され、管轄権問題は一応の決定をみた。「間島協約」の第4条では、「豆満江北地方の雑居地に居住する韓民は、清国の法権に服従し、清国地方官員の裁判権の下に帰す。清国官員は上の韓民を清国民

と同様に待遇しなければならない。納税その他一切行政上の処分も清国民と同様にしなければならない。上記の韓民に関係する民事刑事一切の訴訟事件は、清国官員が清国の法律に従い、公平に裁判しなければならない。日本国領事官またはその委任を受ける官吏は、自由に法廷に立ち会うことができる。ただし、人命に関する重案については、必ず日本国領事官に通知しなければならない。日本領事官においては、もし清国の裁判が法律に従っていないと判断された場合、日本国領事官は公正の裁判のために、別に官吏を派遣して覆審すべくことを清国に要求することを得る」⁽¹⁷⁾と規定している。

ここに見られるように、中国は間島在留朝鮮人の管轄権を手に入れた。しかし、この管轄権は、「前提がある、制限された管轄権」である。「前提がある管轄権」というのは、この条約は間島在留の朝鮮人を中国の「国民」でなく、韓国の「僑民」と認めており、それを前提にして間島協約の韓国人への適用を承認していたことである。一方、「制限された管轄権」とは、この管轄権が間島在留朝鮮人の全体に適用されるのではなく、雑居地内在留の朝鮮人に局限されている（商埠地内在留の朝鮮人に対しては、清国は行政警察権をもっているが、司法警察権は喪失した）からである。しかも日本の「立会権」、「執照権」、「覆審権」などの制限を受けているからである。このような「前提がある、制限された」管轄権を生み出した原因は、間島朝鮮人管轄権に関する交渉において、中日双方が相互に譲らず、その結果、折衷案を選択するしかなかったことにある。

しかし、日本は商埠地内在留朝鮮人の管轄

研究所 2002年 186～187ページ

(14) 篠田治策編著『統監府・時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 263ページ

(15) 篠田治策編著『統監府・時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 263ページ

(16) 篠田治策編著『統監府・時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 237ページ

(17) 篠田治策編著『統監府・時間島派出所紀要』史芸研究所 2002年 263ページ

権、雑居地内在留朝鮮人に対する変則的管轄権を獲得したとしても、決してそれに満足してはいなかった。なぜならば、かつて間島の各地に14個の憲兵分遣所をおき、管轄権を自由に行使していたことに比べると、間島協約の結果、その管轄権の遂行範囲が竜井村、局子街、頭道溝、百草溝、琿春5ヵ所に限定されるなど大きく縮小し、また雑居地在留朝鮮人に対する「立会権」と「覆審権」も、もし中国側の協力がなければ、その遂行も困難になるからである。ただし、間島協約では商埠地と雑居地に在留する朝鮮人を韓国の僑民としたため、日本にとってはいつでも再び中国に対して管轄権を要求する余地を残している。言い換えれば、日本にはいつでも機会さえあれば朝鮮人を利用して、中国の東北を侵略する法律上の根拠を提供したのである。この面で言えば、このことは日本にとっては「幸運」なことであり、中国側にとっては「不幸」なことであったと言えよう。1910年代において朝鮮人の管轄権をめぐる争奪戦が再び発生したのは、まさにこのような「不幸」が原因になったのであろう。その意味で、「間島協約」以降、間島在留朝鮮人の管轄権問題は、依然として中日両国関係を制約し、多くの紛争を招来する「難治の病」だった。

2. 1910年代中日両国間の間島朝鮮人管轄権をめぐる紛争

1915年、中日両国の間に「満蒙条約」が調印された。1910年代、中日間の間島在留朝鮮人の管轄権をめぐる紛争は、「満蒙条約」調印によるいわゆる「間島協約」の「有効論」と「無効論」の論争で表われた。すなわち「間島協約」有効

性の是非という論争は、間島在留朝鮮人の管轄権が日本と中国どちらの国に帰属するかということの意味するものである。

「間島協約」締結後、間島在留朝鮮人管轄権をめぐる中日の矛盾は、表面上では解決し、対抗から対話協力へと変化した。しかし、上で述べたように、日本は決してこのような局面を望ましく思っていなかった。そのためいつでも機会さえあれば、この局面を変えて雑居地在留朝鮮人の管轄権を奪い取って、臨時間島派出所時代の状況を回復するという野心があった。というのは、雑居地在留の朝鮮人管轄権は中国側の管轄権の下に置かれているから、その中の「不逞朝鮮人」に対して取締りをするためには、「多くの不便」⁽¹⁸⁾を感じたからである。そのため、1910年2月13日永滝久吉間島総領事は、「不逞徒輩たちは商埠地以外の地方部落に潜伏している可能性がある」とし、「警察官を商埠地以外の地方へ派遣する必要がある」⁽¹⁹⁾ことを主張した。日本はこの「必要」を実現するための機会を待っていた。

1910年、日本の韓国併合は、朝鮮人の法的地位を変更した。同年7月、寺内正毅が日本政府に送られた「日韓併合処理法案」の中の「朝鮮人の国際法上の地位について」において、寺内は、「朝鮮人は国籍法が朝鮮に適用されるまでに、わが国の利害関係上、依然として日本臣民に見なす」⁽²⁰⁾と主張している。すなわち、外国に在留する朝鮮人は外国への帰化入籍の可否を問わず、依然として「日本臣民」と認めたのである。1910年8月、日本は韓国政府を強制して「日韓併合条約」を調印した。それによって韓国は日本の植民地になった。それに基づいて、日本は間島在留の朝鮮人は「懇民」と「僑民」と

(18) 山本四郎編『寺内正毅関係文書』(首相以前)『京都女子大学叢刊』9) 180ページ

(19) 〈間島永瀧總領事致小村外相之電〉『外務省警察

史』(間島之部) 210ページ

(20) 山本四郎編『寺内正毅関係文書』(首相以前)『京都女子大学叢刊』9) 180ページ

を問わず、「帝国臣民」として日本の法律に服従しなければならないとされ⁽²¹⁾、韓国人の帰化入籍を承認しないことを「上策」⁽²²⁾とした。

朝鮮人の法的地位の変更は、日本に間島在留朝鮮人の管轄権を奪い取る法律上の根拠を与えた。なぜならば、もし日本の「朝鮮人すなわち日本臣民」という論理に従えば、総人口のうち朝鮮人（日本臣民）が四分の三を占める間島地方は、事実上日本の占領下に置かれることを意味するからである⁽²³⁾。

しかし、当時日本はその主張を直ちに中国側に提起しようとはしなかった。というのは、もし日本がその主張を直ちに中国側に提起するならば、中国にとっては「間島協約」適用の「主体」である韓国人が存在しなくなるから、中国は間島協約の第3項、第4項、第5項は無効だと主張するはずであり、間島協約が間島在留朝鮮人に賦与したすべての特殊権利が否定されるからである⁽²⁴⁾。

その結果、十数年間にわたって間島に在留していた朝鮮人たちは、一夜のうちに居住権や土地所有権を失い、流民へと化してしまう。このような流民が一旦朝鮮に戻ってしまえば、日本の朝鮮植民地統治に莫大な影響を招来するはずである。そのため、日本にとっては、暫時に「間島協約体制」を維持して、間島朝鮮人の国籍問題のために発生する中国との正面衝突を避けることが上策であった。

しかし、1915年6月8日、「南満州及東北内蒙古に関する日支条約」すなわち「満蒙条約」（「新条約」または「新約」と略称）が締結された後、上述の憂慮はなくなった。なぜならば、「満蒙条約」の第2条、第3条、第5条の規定に

より、満州に在留する朝鮮人は日本国の僑民の身分で、中国の東北で自由に居住、活躍し、さらに土地商租権の獲得、商工業に従事するなどの権利を享有することができるようになったため、たとえ「間島協約」（「旧約」と略称）が失効したとしても、朝鮮人の帰国という恐れはなくなった。したがって、日本は「満蒙条約」調印をきっかけに、間島在留朝鮮人を日本臣民と見なし、彼らに対する法権を主張し、「満蒙条約」で日本人に賦与した治外法権をもって、「間島協約」で雑居地在留の朝鮮人に対する中国側の管轄権を奪いとろうとした。これがすなわち「間島協約」の「無効論」である。

日本側の「間島協約」の「無効論」の代表者は、鈴木間島総領事代理と寺内朝鮮総督であった。しかし、最初は、日本外務省はこの「無効論」に反対し、さらに日本政府内でも「無効論」をめぐる熾烈な論争が展開された。当時、日本外務省が「無効論」に反対した理由は、「公平に言えば、間島協約は特別な地方に関する特殊な協定であり、本協約の第2項と第4項は『新条約』の第8条（満州に関する現行条約は、本条約に別に規定するものを除く外、一切従前のとおり実行する）にしたがって、従前の通り実行しなければならないと解釈することが至当であるが、新条約と間島協約との関係については、当分間できるだけ明確に決定しないほうが良い」⁽²⁵⁾ということであった。

一方、寺内朝鮮総督は以下のように述べている。

(1) もし、「間島協約」の一部が新条約の影響を受けるならば、地域が互いに連結する江岸一帯の中国地方に居住している朝鮮人は、その一

(21) 井上學〈日本帝國主義 Ⅱ 間島侵略〉『朝鮮史研究會論文集』10巻 1973年 39ページ

(22) 山本四郎編『寺内正毅關係文書』（首相以前）（『京都女子大學叢刊』9）180ページ。

(23) 〈在滿朝鮮人問題〉、金正柱『朝鮮統治史料』10巻

232ページ

(24) 李盛煥著『近代東亞 Ⅱ 政治力學』錦正社 1991年 108ページ

(25) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 142ページ

部が日本の治外法権の恩恵を受け、ほかの一部がその恩典を受けないという『変態』を招来する。その結果、朝鮮人に対する施政上多大な影響を与え、帝国政府が朝鮮人を日本人と同様に帝国臣民として扱うとする根本方針にも符合しない。」

(2) もし「間島協約」を廃止しなければ、満州在留の朝鮮人は、一県内からほかの県へ移動する場合、互いに異なる法権に服従するという不便を経験し、相互関係の事件処理において、どちらの法権に服従したらいいか。また、間島の各県に居住する朝鮮人の間の事件は言うまでもなく、間島には「内鮮人が雑居」しているので、その間に訴訟事件が発生する場合、同じ日本国臣民でありながら、一方は日本の法権に服従し、一方は中国の法権に服従するということになるから、その処理はとても困難になる。

(3) 日本の政策に不満を抱えている朝鮮人は、間島を排日運動の策源地とする趨勢を一層助長するはずである⁽²⁶⁾。

この寺内朝鮮総督の三つの理由のうち、もつとも重要なのは(3)であり、間島が朝鮮人の反日運動の「策源地」になることをもつとも恐れていた。朝鮮総督府の小池局長もこれに口を合わせ、もし間島在留の朝鮮人を日本の管轄の下に置かなければ、将来間島は「不逞鮮人の巢窟と陰謀の策源地」になり、「朝鮮治安に大きな影響をもたらすだけでなく、今後日本の発展に妨害になる」⁽²⁷⁾と強調した。

結果的に、日本外務省は間島協約の「無効論」に賛同した。8月13日、日本内閣は、「政策上、実際上の便利与否を考慮して、また新条約の明文に照らして、畢竟間島条約の第3項と第4項の全部および第5項規定の大部分は失効したと

見なすべきである。これは帝国にとっては有利であると同時に、理論上においても適合であると認定する。帝国政府はいま支那政府に対して、通告または商議を行ない、日支新条約と抵触する規定は当然に失効したと解釈し、満蒙で実施した以降には、間島朝鮮人に対しても一律に新条約を適用する」⁽²⁸⁾と決定した。

9月10日、中国外交部は小幡北京駐在の日本代理公使あてに覚書を送り、「新条約の第8条の規定に基づいて、間島協約はどのような影響も受けず、豆満江以北雑居地内懇地に居住する懇民は依然として中国の法権に服従する。しかし、最近日本領事は急に商埠地外の韓民の訴訟を受理、処理し、官吏を商埠地外へ派遣して呼出状を出している」と抗議し、間島総領事に命令して、「間島協約」の原則を守るよう要求した⁽²⁹⁾。

それに対して、9月18日小幡公使は、「支那側は新条約第8条の規定を根拠にして、間島協約は新条約に基づいて何らの影響を受けない主張しているが、われわれは同じ(第8条)規定により、間島協約の一部がその影響を受けると見なす。というのは、この条約では満州に関する日支の現行各条約が本条約の別途に規定している条項を除いて、一切を従前のとおり実行しなければならない。反対に、もし新条約の別途に新たな規定があれば、同一事項に関するほかの条約中の規定は、従前のとおり実行することができず、新条約の規定が適用される。すなわち、間島協約の第4項の規定は、新条約の実施と共に、当然その効力を喪失する。」とし、在間島帝国領事が新条約の実施と共に、図們江北地方雑居地内の懇地に居住する朝鮮人の訴訟を受理、処理し、また官吏を派遣して呼出状を出す

(26) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 142～143ページ

(27) 山本四郎編『寺内正毅関係文書』(首相以前)『京都女子大学叢刊』9) 167ページ

(28) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 143ページ

(29) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 143ページ

ことはもとより当然のことである⁽³⁰⁾、と反論した。

中日両国の「間島協約」の「無効論」と「有効論」の論争の焦点は、上で見たように「間島協約」が「満蒙条約」第8条の影響を受けるか、受けないかということにあった。

9月25日、中国外交部は日本側に再度覚書を送り、「本部のみるところによれば、間島協約は新条約とは如何なる衝突することはない」としつつ、3点の理由点においても反論を強めた。その結論のところ、中国外交部は、「要するに、新条約には朝鮮人に関する特別な規定がないので、新条約第8条の規定にしたがい、間島協約は新条約により、全く変更を受けることはない⁽³¹⁾」と主張した。

中国側提出の3点の理由について、11月9日小幡公使代理は以下の論理を展開した。

中国側が提出した理由の第一は、「間島協約」は「東三省五案に関する協定と交換条件として締結した条約」であり、当初「中国側は鉄道鉦山に関して日本に多大な譲歩をした。その交換条件として日本は間島が中国の領土に属すること、間島に居住する朝鮮人が中国の法権に服従するということを承認した」のである。そのため日本側が朝鮮人管轄権を要求することは、間島協約締結「当時の趣旨に違反する⁽³²⁾」のである。

これに対して、小幡公使代理は、たとえ、間島協約で規定した朝鮮人に関する支那側の管轄権は、支那側が当時案件とした鉄道、鉦山など問題で日本に譲歩した結果であったとしても、「新条約にも間島協約と同じような裁判管轄権に関する規定があるため、間島協約は新条約第

8条のいわゆる満州に関する日支現行条約の一つであるので、当然新条約の影響を受ける⁽³³⁾」と反論した。

中国側の第2の理由は、「雑居地内の朝鮮人は、日韓併合の後、日本国臣民になったが、彼らはほかの日本人と異なり、特殊な権利を享有し、また特殊な義務を担っている。日本国臣民は南満でわずかに土地を商租し得るに過ぎないが、朝鮮人は間島の雑居地内で土地所有権をもっている。そのため、間島在留の朝鮮人はほかの日本人と異なって、中国の法権に服従しなければならない⁽³⁴⁾」である。

それに対して、小幡は、「支那側が間島在留の朝鮮人は、ほかの日本国臣民と異なって、特別な権利と義務をもっていると云っても、これは間島協約が改廃されるか否かという問題とは直接の関係はない。なぜならば、新条約の第2条、第3条、第5条の規定は、南満州全部および全体日本臣民に適用されることが明白であるから、間島雑居地在留の朝鮮人（日本臣民の一部であるため）にも適用されるべきである。間島協約には新条約の規定と同一事項に関する規定があるため、当然新条約の第8条に基づいて間島協約のその規定は無効となり、その代わりに新条約を適用する。また、土地に関する権利は、当初日本の提案では、支那側に対し南満州在留日本人の土地所有権の承認を求めたが、妥協の精神に基づいて結果的にはそれを放棄して、商租権に変更した。これは元より間島という地方と区別しようとする趣旨から出されたものでない。したがって、間島協約第5条の韓民所有の土地に関する規定も、新条約の規定に従わなければならない。」⁽³⁵⁾とした。

(30) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 143ページ

(31) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 144ページ

(32) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年

144ページ

(33) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 144～145ページ

(34) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 144ページ

中国側の第3の理由は、下記のとおりである。

「新条約の第5条第1項によれば、日本国臣民は発給された旅券を中国地方官吏に登録すると規定しているため、新条約の適用範囲に属する日本国臣民は、旅券の交付を受けなければならない。しかし、間島協約の規定では朝鮮人に旅券を発給する規定はない。そのため両者を混同してはならない。」⁽³⁵⁾

それに対して、小幡公使代理は「新条約の第5条第1項の旅券に関する規定は、ただ旅券発給手続きの形式にすぎない」のであり、「日本臣民の範囲を確定する主旨ではない」⁽³⁷⁾と反論し、間島協約をめぐる日中間の論争は、「理論上でも支那側の主張は全く不徹底である。議論から離れて実際上の便利可否および政策上等の立場から見ても、帝国は必ず間島在留の朝鮮人を日本の法権下に置かなければならない。そのため、どんな手段も辞さない」と主張し、中国側に「このような議論を中止して、大局のために、至急我が側の主張を受け入れることを希望する」⁽³⁸⁾と述べている。

一方、間島において日本総領事と中国延吉道尹の間でも交渉が行なわれた。延吉道尹は鈴木総領事代理あてに、折衷案を申し立てた。内容は以下のとおりである。

(1) 日本政府は間島居留朝鮮人の中で、1913年までにすでに中国の国籍を取得した者に対しては帰化入籍の事実を承認すること。(2) 新条約を実施する際、間島居住の朝鮮人の中に、将来中国に帰化する意向がある者に対しては、日本政府はその帰化を承諾すること。もしこの2

点を日本政府が承認するならば、中国政府は新条約による間島協約の一部の失効を認める。ここに対して、小幡代理公使は、(1) 朝鮮にはまだ国籍法が適用されていないこと、(2) 朝鮮人を日本の法権下に置かなければならない政策上の必要がある、という二つの理由で、延吉道尹の方案にはとうてい同意し難いとし、拒否した⁽³⁹⁾。

その後、中国側は論争を繰り返すことは無益と見なし、間島在留朝鮮人を中国の法権下に置く従来の方針をあらためて明らかにした。そのもとに、中国側は朝鮮人の日本領事館に対する訴訟事件の提出を禁止し、さらにさまざまな手段をもって彼らに帰化を勧誘し、また朝鮮人の教育にも干渉した。そのため、間島地方では中日軍警間で紛争が激しくなったが、日本は間島に総員30名程度の警察官と5ヶ所の警察署だけでは、朝鮮人の管轄権を行使することが困難であった。このような状況のもとで、日本は領事館警察官を増加すると共に、警察分署を商埠地外へ拡張する方針をとった。

1918年3月20日、鈴木間島総領事代理は小幡政務局長あてに、間島における日中間の対立状態がこのまま続くと、「間島における帝国の立場はますます困難になり」、「帝国の法権を完全に遂行できなくなる」、それは「南満州各地の在留朝鮮人に対する統治においても悪影響をもたらす」ため、日本にとっては「絶対このまま放任してはならない」⁽⁴⁰⁾と報告している。しかし、現在の少人数の警察官だけでは、約20万人の間島在留朝鮮人に対して十分な保護・取締りをすることが到底期待できないので、朝鮮総督

(35) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 145ページ

(36) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 144ページ

(37) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 145ページ

(38) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 146ページ

(39) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 146ページ

(40) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 178～179ページ

府から警視以下日本人と朝鮮人の警察官をそれぞれ半数ずつ間島へ派遣し、その経費は外務省の予算から支出する。そして派遣された警察官は総領事館および各分館に駐在させるほか、必要な地点に新たに警察署および巡査派出所を増設して、領事館の指揮の下で、我が法権を擁護するための活動をさせるべきであると要請した⁽⁴¹⁾。

こうして日本政府は間島における警察機構を拡張する方針をとって具体的な計画を立てた。その計画では、以下の箇所に警察官分署を設置することを定めている。すなわち、間島総領事館管轄内の大拉子、下泉坪、天寶山、西作洞、南陽坪、砂器洞、釜洞の7ヶ所、領事館局子街分館管轄内の銅佛寺、傑満洞、一両溝、八道溝、春華社石硯の5ヶ所、頭道溝領事館分館管轄内の三道溝青波湖、二道溝下村、四道溝貴岩村3ヶ所、琿春領事館分館管轄内の黒頂子、荒溝2ヶ所、百草溝領事館出張所管轄内の大坎子1ヶ所と、合計18ヶ所に警察分署を増設し、それらの警察分署に警察官120人を増派、駐在させるということであった⁽⁴²⁾。その結果、警察官120人の増派は速やかに実現した。しかし警察分署の増設は、天宝山（1918年11月28日）、南陽坪（1919年3月4日）、八道溝（1919年3月2日）3ヶ所にしか設置できず、所期の目的は達成できなかった。

3. 1920年代における間島朝鮮人管轄権をめぐる中日の紛争

20年代中日間の間島朝鮮人管轄権をめぐる紛争の特徴は、主に朝鮮人の警察権問題の紛争で現われた。その紛争の経緯は「庚申年大討伐」以前と以後、二つの時期に分けて考察すること

ができる。

(1) 庚申年大討伐以前

「庚申年大討伐」以前の中日間の朝鮮人警察権をめぐる紛争は、主に朝鮮独立運動家に対する逮捕、引き渡しと、間島における朝鮮独立軍の取締権問題が中心であった。1919年朝鮮3.1独立運動が起きた後、朝鮮総督府の弾圧によって、多くの朝鮮独立運動家たちは朝鮮国内で活動を続行することが困難となった。そのため朝鮮国内と距離的に近く、また朝鮮人が集住している中国の東北地区、特に間島に集まって来た。独立運動家の活動は、間島では商埠地外すなわち雑居地区域などの朝鮮人部落や森林地帯を中心に行なわれた。

当時日本側は、領事館警察を出動させ、独立運動を直接に取り締まろうとしたが、雑居地内の日本領事館警察機構がまだ設置されていないことなどから、その取締りは困難であった。そのため、延吉政府と交渉して、中国側の軍警に依頼して、朝鮮独立軍の取り締りを行なった。しかし、独立軍と中国の軍警は関係がよく、さらに独立運動軍の中には中国に帰化入籍した者もいるため、中国側は日本の要求になかなか応じなかったという。例を挙げると、1919年4月23日、琿春日本領事分館は琿春県知事に対し、日本警察官に対する加害者とされた千基竜、朴仁黙、金仁化、呂鳳甲、金永俊、崔逢先などを逮捕して引き渡すよう要求した際、琿春県知事は「入籍者でなければ引渡しができるが、もし入籍者であるならば、引き渡しはできない」⁽⁴³⁾と難色を示した。

そのため、「満蒙条約」調印後、日本はさっそく雑居区に留朝鮮人に対する警察権（取締り権）を奪取しようとした。1920年1月、竜井村近所で「15万円事件」が発生した。事件処理に

(41) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 179ページ

(42) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年

190ページ

(43) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 33ページ

関して、2月27日、間島総領事代理は外務大臣宛に電報を送り、「以前から支那側は私たちの取締権を承認しなかった」とし、「支那側の商埠地外の朝鮮人に対する警察権は満蒙条約の締結により廃止された」にもかかわらず、中国側は依然として管轄権を行使しているが、警察権が我が方に帰属するという観点は、理論的に合理である。そのため警察権遂行範囲をできる限り朝鮮人の取締問題にまで拡大しなければならない、と主張していた⁽⁴⁴⁾。

1919年4月、琿春日本領事は中国の琿春県知事に対して、当該地方の暴民首謀である黄炳吉、李明淳、羅正和、任基甸、吳周赫、金東漢、金奎煥などを逮捕、引渡すよう要求し、本件について「もし中国側が逮捕、引渡しをしなければ、私たちは適当な方法で彼らを逮捕する」と述べ、中国側に「彼らを逮捕・引渡すか、それとも我が方が逮捕するか」、この二つの中で一つを選択してほしいと逼迫した。それに対し琿春知事は、聞いた話によると朝鮮国内では暴動が発生した時だけ、独立者を逮捕し、暴動が平定された後は独立者を逮捕していないと述べ、自分は「上官の命令がないと、犯人の逮捕、引渡しができない」⁽⁴⁵⁾と、拒否した。

特に、「3.13」朝鮮独立運動が間島で広がっていた時、局子街分館主任は延吉道尹と会見し、もし中国側が取締まりの方針を取らなければ、日本は単独で行動し、事態が悪化する場合

は、やむをえず軍隊を間島に派遣すると脅迫した。それに対し延吉道尹は、もし中国国内での独立運動が間島の「公安に有害な行動」に発展する場合、中国は「軍警を派遣して充分なる取締り」を行なうはずである⁽⁴⁶⁾と反論した。

このような中国側の強硬な政策に対して、日本は抗議し、これまでの中国側の取締りの「不徹底」を非難した。1920年5月、間島総領事代理は延吉道尹に、間島における朝鮮独立軍の「兵営」と「武官学校」に関する情報⁽⁴⁷⁾を提供し、中国側の討伐を求めた。それを受けた延吉道尹は、直ちに汪清県執事に捜査を命じたが、その後の汪清県執事の報告では、朝鮮独立軍の兵営と武官学校は見つけることができなかった⁽⁴⁸⁾とされた。それを受け、間島総領事は延吉道尹との会談で、中国側の「不逞鮮人」に対する取締は、「不徹底であり、その誠意を疑わざるを得ない」と不満を表わした⁽⁴⁹⁾。

日本側から見ると、中国側の取締は「不徹底」であった。その最大の原因は、中国が「不逞鮮人取締りに関する明確な方針がない」⁽⁵⁰⁾ためであるとされ、中国側は「不逞輩」を逮捕して拘留する時、「犯人」に部屋や食べ物などその経費を支払わなければならないので、不逞鮮人を処理することを望んでおらず、「曖昧な態度」⁽⁵¹⁾をとっていること。もう一つは、中国軍警は「不良鮮人」と「交誼」があり、さらに「不良鮮人」に「収買」される者もいる。また一部

(44) 『外務省警察史』第19巻、不二出版 1998年 79ページ

(45) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 33ページ

(46) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998 23ページ

(47) この兵営は大体現在の百草溝の東から約10里(日里)、西大坡から3里の山中にあり、木材で建てられた家屋5軒であった。武官学校は6ヶ月の速成班であり、学生は300人であった。兵営内には600人の隊員がいた。各団体の隊員を全部合わせるとおよそ

3000人であり、歩銃3000挺、機関銃7挺、拳銃500挺、手榴弾などで武装されていた(『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 173ページ)。

(48) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 173ページ

(49) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 158～159ページ

(50) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 251～252ページ

(51) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 251～252ページ

の者は、自分とは「利害関係がないので、煩瑣なこと」⁽⁵²⁾という態度をとり、取締りを積極的に行なおうとはしない。そのため「表面上では不逞先人に対して取締を行なっているように見えるが裏面では巡警、憲兵、民兵たちは不逞鮮人の賄賂を受けて、彼らを庇護・援助している」⁽⁵³⁾と分析している。

そのため、日本は領事館警察を討伐隊に参加させ、中国側の行動を監視しながら、朝鮮独立軍に対する討伐を徹底的に行なうことが必要と認識した。1920年4月25日、日本外務大臣は間島総領事あてに、間島地方の「不穏な形勢は日々緊迫を極めているので、その取締り任務を支那側に委託してはならない。日本も警察力を充実させ、商埠地内外の警備と捜査を兼任し、支那側の行動を監視する必要がある」⁽⁵⁴⁾と指示した。5月10日、間島総領事も間島地方総人口30万人口のうち、中国人はわずか2割しかいないが、それに対して朝鮮人は8割を占めているので、朝鮮人に対する取締り任務を「支那側にだけ任せるとは実に不合理である」⁽⁵⁵⁾と述べている。

こうして、日本は単独で独立軍を討伐する方法を検討しはじめた。日本は、もし日本の警察官が商埠地外に出て、単独で取り締まりを行なう場合、中国側は絶対にそれに反対するということを知っているため、折衷案を出した。それは中国側の討伐隊に日本の警察官を参加させるか、または中国間島地方政府が「日本の警察官を顧問として招聘」し、「日支共同取締り」⁽⁵⁶⁾を行なうということである。具体的には、「奉天

省の例を模倣」して、「日本の警察顧問を招聘」して、その下に警部以下多数の巡査を各地に配置し、中国軍警を「指揮督励」する。そうすれば、日本の警察活動に「便利」を与えることができ、また中国側にも日本が中国の警察権を侵犯するという考慮を無くさせることができるので、必ず「大きな効果」をおさめるだろうと判断した。

この方案を実施するために、間島総領事代理は数ヶ月の間、延吉道尹と交渉を行なった。その中で、延吉道尹は「外国の警察力で捜査を行なうことは妥当でない」⁽⁵⁷⁾とし、日本側の要求を拒否した。5月13日から同月26日にかけて、間島日本総領事は西沢事務官と藤原朝鮮総督府事務官と共に、局子街に赴き、延吉道尹と会談し、日中「共同取締り」方案を中国側に提起した。その理由について、総領事は中日軍警の「共同取締り」は、「支那軍警の不足点を彌縫することだけでなく、道尹が心配する日中間の朝鮮人問題をめぐる紛争を避けることができると同時に、取り締まりが不徹底であるという紛糾も避けられるだろう」と述べたのに対して、道尹は吉林督軍の「訓令」を根拠にして、「日本側の援助」を受けることは「妥当でない」と反論し、もし督軍の同意がなければ、中日両国の共同取締りは「とても難しい」⁽⁵⁸⁾と語った。その後、間島総領事は「間島に居住する大多数は朝鮮人」という理由で、中国側に各「討伐隊に日本の警察官を招聘」することを提案した。それに対しても道尹は、「多くの警察官を間島の各地に分散・配置することは危険」⁽⁵⁹⁾であると

(52) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 207ページ

(53) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 70ページ

(54) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 142ページ

(55) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 142ページ

(56) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 142ページ

(57) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 125ページ

(58) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 158～159ページ

(59) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 158～159ページ

し、拒否した。

一方、在吉林日本総領事は徐吉林省長と会談し、「共同討伐」をめぐって交渉した。6月25日、吉林駐在の日本総領事は、「武装不逞鮮人団」はすでに中国の領土から朝鮮内地へ侵攻作戦を展開しており、辺境の状況は「一刻も疎かにできない」ので、中国側が速やかに対策を講じないと、日本は「やむをえず適当な自衛手段をとるしかない」と脅かした。それに対して吉林省長は、もし事態が本当に「そのように悪化している」ならば、中国側は「軍警を増加して取り締りを厳しく行なう」つもりである。しかし中国側には現在銃器がたいへん不足しているので、日本から38式歩銃500挺から1000挺(歩銃1挺に弾丸500発)程度を購入したいと述べた⁽⁶⁰⁾。

7月6日、内田外務大臣は吉林総領事あてに、中国側に武器を援助することを「交換条件」として、「日支共同捜査隊」を構成するための外交交渉を行なうよう指示した⁽⁶¹⁾。そのため、7月7日と8日、森田吉林総領事は中国側の交渉員と徐省長と交渉し、もし今回徐省長が「日支共同取締り」を承認するならば、日本は武器を貸し出す用意があると伝えた。その具体的な方法は、間島へ斉藤大佐吉林督軍顧問を派遣して、両国が「同等な数量」の人員で「警察隊」を組織して、斉藤大佐が警察隊を指揮して「討伐」を行うこと。しかし中国側がもしこの大佐の派遣に同意しないならば、その指揮官を間島日本領事館から派遣することも可能であると述べた⁽⁶²⁾。

徐省長は日本側の提案を否定し、自ら方案を提起した。その中で、これまでに中国側の「不

良鮮人」に対する取締りが不徹底であった原因は、「警察力が不足」しているからであるとし、もし日本側が「貸与の形式」で相当数量の武器を提供するならば、中国側は直接省内の各県から「訓練を受けた警察」を選抜して、「遊撃隊」を編成し、もっぱら「不逞鮮人の取締りの任務を担当」と返答した。

しかし、彼は中日両国が「同等な数量」の人員を選抜して、共同の討伐部隊を編成するという日本側の提案については、「困難である」と反対した。その理由は、両国の軍警の間に「衝突」と各種の「事件」が発生しやすいので、「よくない結果」をもたらす。そのため、「中国側の警察隊だけでも充分」であるとし、斉藤大佐の出動はともかく、中日両国軍警による共同討伐部隊は編成する必要がないと主張した。

これに対して、森田吉林領事は中国側が斉藤大佐の出動に同意した以上、「少数の日本警察官を討伐隊に配置して、斉藤大佐の行動に便宜を与える」と強調し、たとえ徐省長がこれに同意しなくても、日本はあくまで一定の人員を討伐隊に参加させたいと述べた。このような状況の下で、徐省長はやむを得ず、もし「2、3名程度」⁽⁶³⁾であるならば、参加は可能と回答した。

しかしこの方案をめぐって間島で再交渉の際、延吉道尹と孟富徳団長は、討伐隊に少数の日本警察を配置することには絶対同意できないと反対し、斉藤大佐に討伐隊の指揮・監督権を与えることにも難色を示した。その理由について、延吉道尹は、「面目上、中国の軍隊に日本警察を配置することは同意し難い」⁽⁶⁴⁾と述べた。その後、日本はロシアと朝鮮から銃800挺、弾

(60) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 183ページ

(61) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 206ページ

(62) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年

210ページ

(63) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 209～210ページ

(64) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 231ページ

葉80万発⁽⁶⁵⁾を運び込み、中国側に提供したが、日本側の日中共同討伐隊構成の計画は実現しなかった。

このような中日共同取締の計画が失敗に終わると、日本は「琿春事件」を口実にして朝鮮軍を出動させ、間島における朝鮮独立軍に対するいわゆる「庚申年討伐」を敢行した。

(2) 「庚申年討伐」以後

「庚申年討伐」以後、日本領事館は間島駐屯の日本軍撤去の前に、間島雑居地区域の重要な地点に領事館警察分署を増設する計画を進めた。すなわち、1920年12月29日傑満洞、銅佛寺、大拉子、二道溝の4ヶ所に、12月30日には釜洞、嘎呀河、一両溝、凉水泉子の4ヶ所に、12月31日には頭道溝、1921年1月1日には黒頂子にそれぞれ警察分署といったように10ヶ所に警察分署を増設した⁽⁶⁶⁾。こうして雑居地内の日本領事館警察分署は、現有の南陽坪、八道河子、天寶山を合わせて13ヶ所になった。それに伴い警察官の増員も行なわれ、1925年には各警察分署に平均10人（6－13名）の警察官を配置した⁽⁶⁷⁾。

雑居地内への日本の警察分署の増設は、中日軍警間の衝突事件を一層激化させた。そのなかで、ある事件は、日本警察官がむやみに朝鮮人を調査したために発生した。例えば、1922年5月8日、琿春頭道溝分署の張国煥巡査は、頭道溝小多木溝で李春根（民会会長）の家の前を通り過ぎる見知らぬ人をつかんでむやみに調査したことに対して、中国側は抗議を申し立て、雑居地内居住の朝鮮人は、間島協約に基づいて中国の法権に帰属しているとし、日本領事館の警

察官の行動は間島協約に違反すると抗議した。これに対して、間島総領事代理は「鮮人に対する裁判権は、本官の職権」に属するもので、「本官の帝国臣民の保護取締のために帝国臣民を調査することは当然条約に違反しない」⁽⁶⁸⁾と反論した。

また、ある事件は日本警察官が朝鮮人「犯人」を逮捕する途中で発生した。

例えば、1924年11月2日、百草溝領事館分館警察署の日本人巡使植田と伊藤が朝鮮人安楽興を逮捕して局子街へ押送する途中、依蘭溝で中国側の警察官7人と遭遇して、安楽興の逮捕をめぐって双方は口論となった。中国の警察官は「何の目的でこの人を逮捕するのか」という問いに、日本巡査は、安楽興は「朝鮮銀行券偽造の犯人であり、百草溝分館から竜井本館へ押送する途中だ」と答えた。それに対して中国の警察官は、「間島協約の規定に基づいて、朝鮮人に関する事件は当然中国官憲において処理し、犯人は中国側に引き渡さなければならない」と反論。日本の警察官は、「私たちは上司の押送命令を受けて来たので、上司の命令がなければ、誰にも引き渡すことができない」と譲ろうとしなかった⁽⁶⁹⁾。

また11月の初め、南陽坪分署の日本巡査が、朝鮮人「犯人」を押送する際、中国の巡警が当犯人を奪う事件が発生した。そのため、11月9日、間島総領事は延吉道尹と会話し交渉を行ない、双方の誤解を解決するための「便法」を提案した。その内容は、日本側が逮捕した朝鮮人を中国は奪わないこと、それと同じように、中国側の朝鮮人押送の際、日本側も奪わないとい

(65) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 270ページ

(66) 『外務省警察史』第21巻、不二出版 1998年 125～126ページ

(67) 『外務省警察史』第5巻、不二出版 1998年 142ページ

(68) 『外務省警察史』第21巻、不二出版 1998年 170ページ

(69) 『外務省警察史』第23巻、不二出版 1998年 62～63ページ

うことである。しかし道尹は、「日本が警察分署を設置する目的は、不逞鮮人を逮捕」することとされているが、日本側の警察権の行使は中国の主権を侵害する行為であると述べ、真っ向から対立した。間島総領事は、これは朝鮮人の大多数が開放地外に居住するという間島の特殊な事情によることであり、もし開放地外との関係を除けば、實際上日本の警察事務の執行は不可能であり、「支那の主権を侵犯する行為にならない」と弁明した⁽⁷⁰⁾。

また1926年1月12日、琿春凉水泉子で日本領事館警察官8人が崔春鳳の家を包囲して、拳銃10発を発砲し、崔春鳳を逮捕するという事件が発生した。事件発生後、薫春現琿春知事は日本分館に抗議をし、当該村民に対する調査によれば、崔春鳳は何らの不当な行為をしたことはないにもかかわらず、日本警察官が彼を逮捕した。このことは実に意外であり、驚きを言い尽くせないと述べ、直ちに崔春鳳を中国側に引き渡すよう要求した。しかし日本領事館分館はそれに答える理由がないとし、中国側の要求を聞き入れなかった⁽⁷¹⁾。

その外にも多くの事件が発生したが、ここではそのすべての例をあげることはできない。

上で見たように、日本が雑居地に警察分署を設置した後、中日軍警の間で警察権をめぐる対立を極めていた。しかし、日本側は中国の抗議を無視し、警察権を勝手に行使した。

その一方、中国側はこれ以上口頭での抗議は無益であると認識し、直接的な行動に出て、日本警察官の行動を阻止した。その中でも日本警察官に逮捕された朝鮮人を中国の軍警が途中で

奪取する事件がもっとも多くあった。このような事件は、1928年張学良が東北で「易旗」を行ったことや、全国的な国権回復運動の展開を背景にしてさらに激化した。その典型的な事例としては、1929年横道河子、朝陽川、甕声拉子、1930年細麟河、大拉子、南陽坪、そして1931年に細麟河など地で、中国の軍警は日本警察官が朝鮮人を連行する際に朝鮮人を奪取したいいわゆる「妨害」事件であるが⁽⁷²⁾、さらに暴行事件に発展した例も数少なくない。

例えば、1930年4月19日、大拉子で日本警察官が中国の男性と婚姻関係をもつ朝鮮人女性を逮捕した際、中国の軍警と当地村民10人余人は、大拉子日本警察分署に駆けつけ、窓ガラスを打ち砕き、朝鮮人女性を救出し、さらに日本警察分署長を殴り付けた事件がその一つであり⁽⁷³⁾、1930年甕声拉子での中日軍警間の衝突の中で、日本の警察官が撃殺された事件などがその一例である⁽⁷⁴⁾。

このような間島の緊迫した情勢に対して、日本外務大臣は、近来「支那下級軍警の無知、無節制な行動」によって、間島現地ではわが警察との衝突事故が多発していると述べ、このような事件の主な方式は、日本の警察官が逮捕した朝鮮人を中国側が途中で奪取していくことであるとし、不満を吐露した⁽⁷⁵⁾。また、岡田間島総領事にあてた訓令の中では、最近中国地方官憲は日本が中国で「警察権を行使」することに対し、「直接あるいは間接的に抗拒」しているが、これは間島地方に限られたことではなく、中国全土に及ぶ「普遍的な現象」⁽⁷⁶⁾であると陳述している。

(70) 『外務省警察史』第23巻、不二出版 1998年 63～64ページ

(71) 『外務省警察史』第21巻、不二出版 1998年 162～163ページ

(72) 『外務省警察史』第25巻、不二出版 1998年 214ページ

(73) 『外務省警察史』第24巻、不二出版 1998年 47

～57ページ

(74) 『外務省警察史』第25巻、不二出版 1998年 214ページ

(75) 『外務省警察史』第40巻、不二出版 1998年 47～57ページ

(76) 『外務省警察史』第20巻、不二出版 1998年 338ページ

結語

これまでに見たように、「満州事変」以前、間島における中日両国間での朝鮮人の管轄権をめぐる紛争と衝突は、統監府臨時間島派出所時期、1910年代、1920年代三つの時期にわたって展開され、各時期の紛争は朝鮮人の管轄権問題を中心に発生し、各時期の紛争の形態はそれぞれ異なっている。

統監府臨時間島派出所時期では、主に朝鮮人の国籍に関する紛争として表われていた。すなわち間島在留の朝鮮人は朝鮮国籍に属するか、それとも中国国籍に属するかということをめぐる対立であった。1910年代には、雑居区在留朝鮮人の管轄権の奪い合いは、主に「間島協約」の「有効論」と「無効論」をめぐる行なわれた。そして1920年代では主に朝鮮独立運動に対する取締りと、雑居地在留朝鮮人に対する警察権をめぐる紛争として表われた。その結果、間島地方在留の朝鮮人は中日両国による二重統治、二重の圧迫を受ける運命に置かれるようになった。

最後にもう一言を加えたい。本論文では主に朝鮮人の管轄権をめぐる展開した中日両国間の対立面だけを強調しているが、実際には、中日両国は時には互いに妥協し、さらに互いに結託して朝鮮人の管轄権を遂行したのである。例えば、20年代末期、朝鮮共産主義運動を弾圧した際、両国は互いに妥協して協力した。その詳細については、今後の研究に任せたい。

(翻訳 白榮勳)

